

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

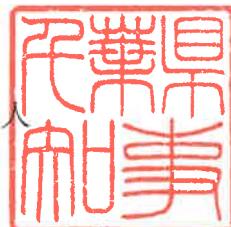
住 所 茨城県常総市水海道宝町3385番地3ダイゼンビル

氏 名 株式会社 ダイゼン  
代表取締役 前島 聰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和元年10月25日



許可の有効年月日 令和6年8月9日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む），イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），ウ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む），エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），キ 紙くず、ク 木くず、ケ 動植物性残さ、コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），ス 動物のふん尿，セ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成16年8月10日	新規許可
令和元年10月25日	更新・変更許可（1品目の追加）
令和3年7月19日	変更届（住所変更）

許可番号 第01200055514号

4. 積替え許可の有無 奈・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 奈・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。